

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、平成20年度に、総務事務（各種手当認定、旅費計算等）のシステム化及び集中化を行い、以来、事務の効率化・合理化を図ってきた。

平成25年度から、各種手当認定や旅費計算等の事務処理について、段階的に業務の委託を行い、効率的な業務処理体制の構築を行った。

また、平成29年度から、新たに知事部局の本庁及び地方機関（県外の地方機関を除く。）の臨時職員、非常勤嘱託員及び再任用職員の給与支払（再任用職員を除く。）及び社会保険等の手続き等の事務を集約し、更なる総務事務の効率化を進めてきたところである。

令和2年度からは、会計年度任用職員制度が創設され、臨時職員及び非常勤嘱託員が会計年度任用職員へ移行されることに伴い、より複雑な制度運用や業務量の増加が見込まれる。

こうした中、今後とも、柔軟で効率的な体制により、事務の効率化、安定化を推進するために、民間の効率化ノウハウや創意工夫を活かし、事務処理内容やフロー等の見直しを行い、業務体制を含め、より効率的かつ効果的な総務事務の業務改善に取り組む。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和2年7月1日から令和5年3月31日まで

(4) 事業予算額（上限）

総額283,687千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

内訳	（	令和2年度	72,831千円	）
		令和3年度	105,428千円	
		令和4年度	105,428千円	

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和2年4月24日（金） 午後4時30分（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和2年5月22日（金） 午後4時30分（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和2年5月27日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島市中区中町7-41 広島三栄ビル7階
広島県会計管理部総務事務課分室

② 提案書提出期限

令和2年6月2日（火） 午前12時

- (5) 提案書に関するプレゼンテーション，ヒアリング実施場所等
- ① 実施場所
広島市中区基町 10-52
広島県庁舎南館 1 階入札室
 - ② 実施日時
令和 2 年 6 月 3 日（水）
 - ③ 出席者
公募型プロポーザル参加資格を有している事業者
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ，次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ア 実績証明書（履行中を含む。）
 - イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証証明書の写し又はこれと同程度の資格を有する事業者であることの証明書の写し
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は，公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については，指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は，持参又は郵便等による。郵便等による提出は，一般書留郵便，簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は，上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに，書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については，公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
 - ③ 既存の業務マニュアルは，上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」まで閲覧することができる。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては，その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は，広島県会計管理部総務事務課（分室）に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は，令和 2 年 6 月 9 日（火）までに，その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は，令和 2 年 6 月 15 日（月）までに，書面により行う。
- (9) 支払条件
毎月の完了払いとする。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は，提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
■適用 □適用なし

4 添付書類

- 別紙1 公告の写し
- 別紙2 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 別紙3 契約書(案)
- 別紙4 仕様書
- 別紙5 仕様書等に対する質問書の様式

【問合せ先】

〒730-0037 広島市中区中町7-41 広島三栄ビル7階
広島県会計管理部総務事務課分室
共通業務第一グループ 担当 原野，西本
電話 082-513-2187 (ダイヤル)